

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び 払戻し実施のご案内

島根県酒販協同組合連合会発行の酒券・ビール券について

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。この度、酒券・ビール券の利用を終了させていただきますので、未使用の酒券・ビール券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご利用終了日 平成30年12月31日

ご利用終了日後の未使用酒券・ビール券の取扱いについて

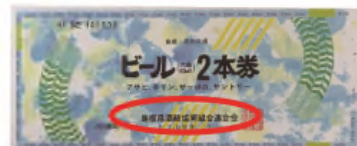
上記ご利用終了日経過後の未使用酒券・ビール券につきましては、『資金決済に関する法律第20条第1項等』の規定に基づき、酒券・ビール券の「払戻し」を行いますので、以下の払戻し期間内にお申出ください。

★ 払戻し期間内に申出なき場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻し期間 平成31年1月7日～平成31年3月15日

お申出方法及び払戻し方法

島根県酒販協同組合連合会に未使用酒券・ビール券をご持参下さい。その場で現金と交換いたします。持参できない場合は、下記お問合せ先まで、お電話にてご連絡ください。ご連絡いただきましたら、返信用封筒と払戻し申請書を郵送いたします。払戻し申請書に必要事項をご記入いただき、未使用の酒券・ビール券を同封の上返信してください。返信されました払戻し申請書記載内容と未使用の酒券・ビール券を確認後、酒券・ビール券額面合計金額を指定口座へお振込みいたします。返信用の切手代、振込み代は当連合会が負担いたします。



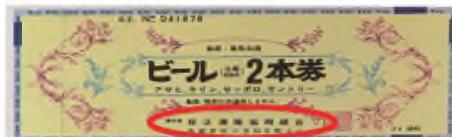
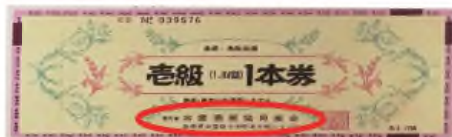
★上記掲載のとおり表面に発行者が「島根県酒販協同組合連合会」の酒券・ビール券

傘下酒販協同組合発行の酒券・ビール券の利用終了及び払戻し実施について (資金決済に関する法律対象外)

島根県酒販協同組合連合会傘下の以下の酒販協同組合発行の酒券・ビール券についても、島根県酒販協同組合連合会が任意の払戻しを行います。以下の酒販協同組合発行の未使用酒券・ビール券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただきますとともに、ご利用終了日経過後は払戻し期間内にお申出ください。

(ご利用終了日、払戻し期間、お申し出方法及び払戻し方法は、上記連合会の酒券・ビール券と同様です。)

★傘下の酒販協同組合 安来・松江・出雲・石見大田・邑智・浜田・益田・隠岐



★発行者が「安来・松江・出雲・石見大田・邑智・浜田・益田・隠岐酒販協同組合」酒券・ビール券

お問合せ 島根県酒販協同組合連合会 島根県松江市東朝日町 160-22

受付・照会時間 9時から15時まで(土日祝日を除きます) 0852-23-3716